

週休2日適用工事の概要【土木工事】

別紙

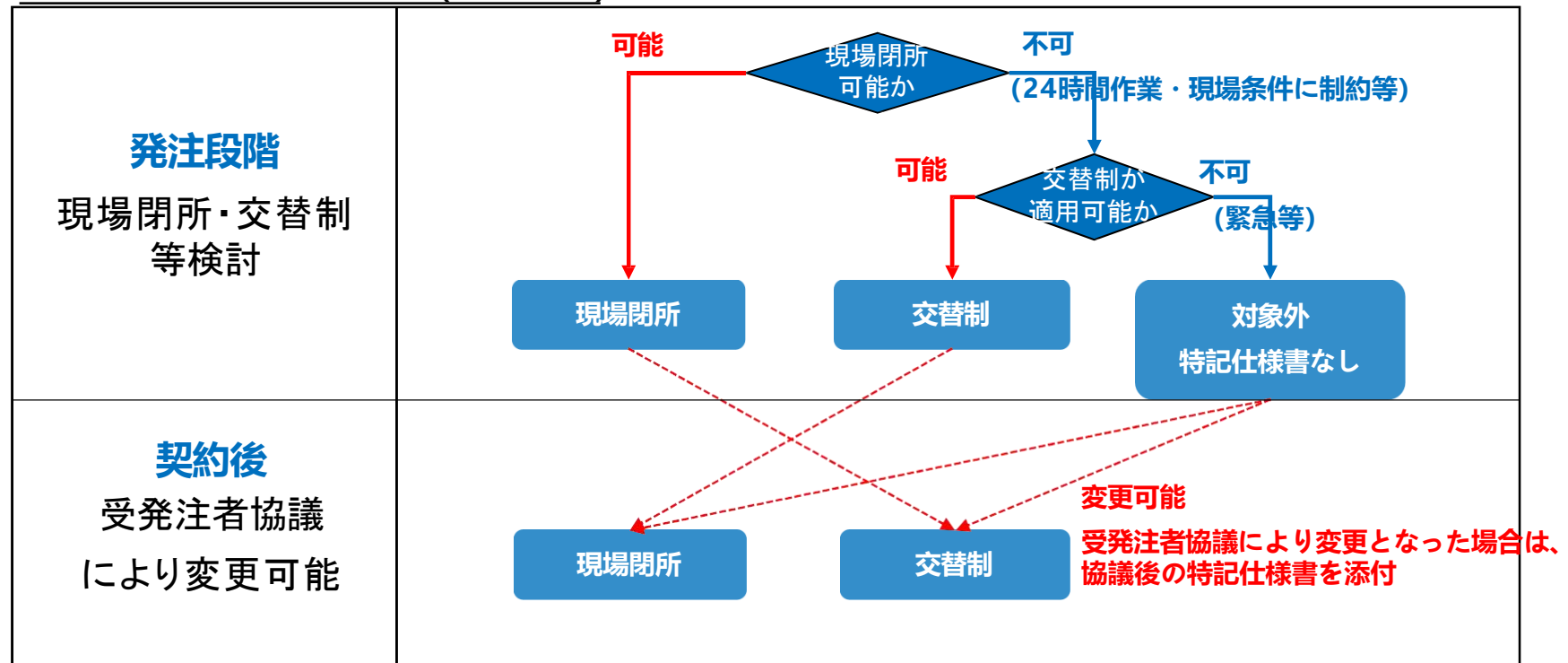
週休2日の分類 (現場閉所)

	①月単位	②通期	<参考> 現行の4週8休
概要	対象期間において、 全ての月 で4週8休以上の現場閉所	対象期間において、4週8休以上の現場閉所	対象期間において、4週8休以上の現場閉所
工事費補正	労務費 1.04 機械経費（賃料） 1.02 共通仮設費率 1.03 現場管理費率 1.05 市場・標準単価は工種毎	労務費 1.02 機械経費（賃料） 1.02 共通仮設費率 1.02 現場管理費率 1.03 市場・標準単価は工種毎	労務費 1.05 機械経費（賃料） 1.04 共通仮設費率 1.04 現場管理費率 1.06 市場・標準単価は工種毎
その他	新設	現行の4週8休を名称変更	

発注から工事完成まで

	発注段階	契約後	工事施工段階	現場完了以降
①月単位			・ 全ての月 の達成状況を実施工程表で確認（適宜）	月単位を達成した ・ 工事費を 月単位補正 して増額変更 ・ 工事成績で評価
②通期	・ 現場閉所・交替制を選択 ・ 週休2日適用工事の特記仕様書 を添付 ・ 予定価格を「 通期 」補正	・ 現場閉所・交替制決定 ・ 受注者は契約後速やかに月単位または通期を選択し打合せ協議	・ 対象期間 の達成状況を実施工程表で確認（現場完了後）	通期を達成した ・ 工事費は 通期補正 のまま変更なし
未達成				通期が未達成となった ・ 工事費は 補正なし に減額変更 ・ 通期に 取り組む姿勢が無い 場合は減点

現場閉所と交替制の運用 (変更なし)



現場閉所: 工事現場を休工することで週休2日を確保

交替制 : 工事現場は止めず、作業員を交替させることで週休2日を確保

その他

	現行	新運用
標準仕様書	・ 週休2日に関する記載なし	・ 週休2日に関する事項を記載 記載一例「受注者は、・・・週休2日の実施に努め、その実施内容を監督員に報告しなければならない。」
名称	・ 「週休2日取得モデル工事」の試行	・ 「週休2日適用工事」の実施
対象工事	・ 原則として、全ての土木工事	・ 原則として、全ての土木工事 ・ 工事の積算基準にて設計書を作成する
発注方法	・ 発注者指定方式（4週8休以上のみ） ・ 発注時に現場閉所型、交替制を選択 契約後に受注者発議で変更可能	・ 受注者希望方式（月単位を協議で決定） ※4週8休以上の通期は必須 ・ 発注時に現場閉所、交替制を選択 契約後に受注者発議で変更可能
工事成績評価	・ 独自の成績評価	・ 週休2日に関する事項を改定 ※ 工事成績評価の詳細参照

工事成績評価の詳細

現行	主任監督員 創意工夫	総括監督員 社会性	合計得点
	技術者が週休2日 (4週8休)を達成	工事現場が週休2日 (4週8休)を達成	
	1. 2点(+3点)	1. 0点(+5点)	+2. 2点
新運用	主任監督員 創意工夫	主任監督員 工程管理	
	・月単位の達成(現場閉所)	・施工計画書に定めた休日 予定のとおり休日の確保 を行っている。	
	・月単位の達成(交替制)		
	0. 4点(+1点)	評価対象項目に○	
	総括監督員 工程管理	総括監督員 7. 法令遵守等 8 その他	
	・工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ・施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の 確保を行うことに加え、他の模範となるような 取組を実施した。	・提出された工程表が通期の週休2日を前提として いないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が 見られなかった場合に、点数を減ずる。	
	評価対象項目に○	減点措置	

週休2日適用工事の概要【港湾工事】

別紙

現行

	4 週 8 休
概要	対象期間において、 4 週 8 休以上の現場閉所
工事費 補正	労務費： 1.05 機械経費（賃料）： 1.04 共通仮設費率： 1.02 現場管理費率： 1.03 市場単価：工種ごとに異なる
その他	・ 週休 2 日の補正を乗じて発注する ・ 4 週 8 休を達成できなかった場合、減額変更

新運用

	通期	月単位
概要	対象期間において、 4 週 8 休以上の現場閉所	対象期間において、 全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所
工事費 補正	労務費： 1.02 機械経費（賃料）： 1.02 共通仮設費率： 1.01 現場管理費率： 1.02 市場単価／土木工事標準単価：工種ごとに異なる	労務費： 1.04 機械経費（賃料）： 1.02 共通仮設費率： 1.02 現場管理費率： 1.03 市場単価／土木工事標準単価：工種ごとに異なる
その他	・ 通期補正により発注する ・ 通期を達成できなかった場合、減額変更	・ 受注者が希望した場合、協議により実施可能 ・ 月単位を達成した場合、増額変更

「一般土木の諸経費体系を適用する工事」では補正対象であったものの、これまで「港湾の諸経費体系を適用する工事」では補正対象ではなかった『市場単価 / 土木工事標準単価』について、**全て補正対象単価として追加**

新運用	一般土木の積算基準に基づく単価	港湾の積算基準に基づく単価
市場単価	補正対象として追加 ○防護柵設置工 ○道路付属物設置工 など	従来より補正対象 ○鉄筋工（港湾） ○コンクリート打設工（港湾） ○防舷材取付工 など
土木工事標準単価	補正対象として追加 ○区画線工 ○排水構造物工 など	補正対象として追加 ○構造物とりこわし工（港湾）